

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
環境影響評価準備書

説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

令和5年5月

横浜市

1 準備書説明会の開催及び準備書の概要に関する周知結果

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業における環境影響評価準備書(以下、「準備書」とします。)に関する説明会の開催、及び準備書の概要に関する周知結果は以下のとおりです。

1.1 各住戸等へのポスティング

図 1-1 に示す対象地域については、令和5年3月24日(金)から令和5年3月30日(木)までに、対象地域以外の周知範囲については、令和5年3月24日(金)から令和5年4月5日(水)までに各住戸へのポスティングにより、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」(別添資料1)を、表 1-1 に示すとおり配布しました。

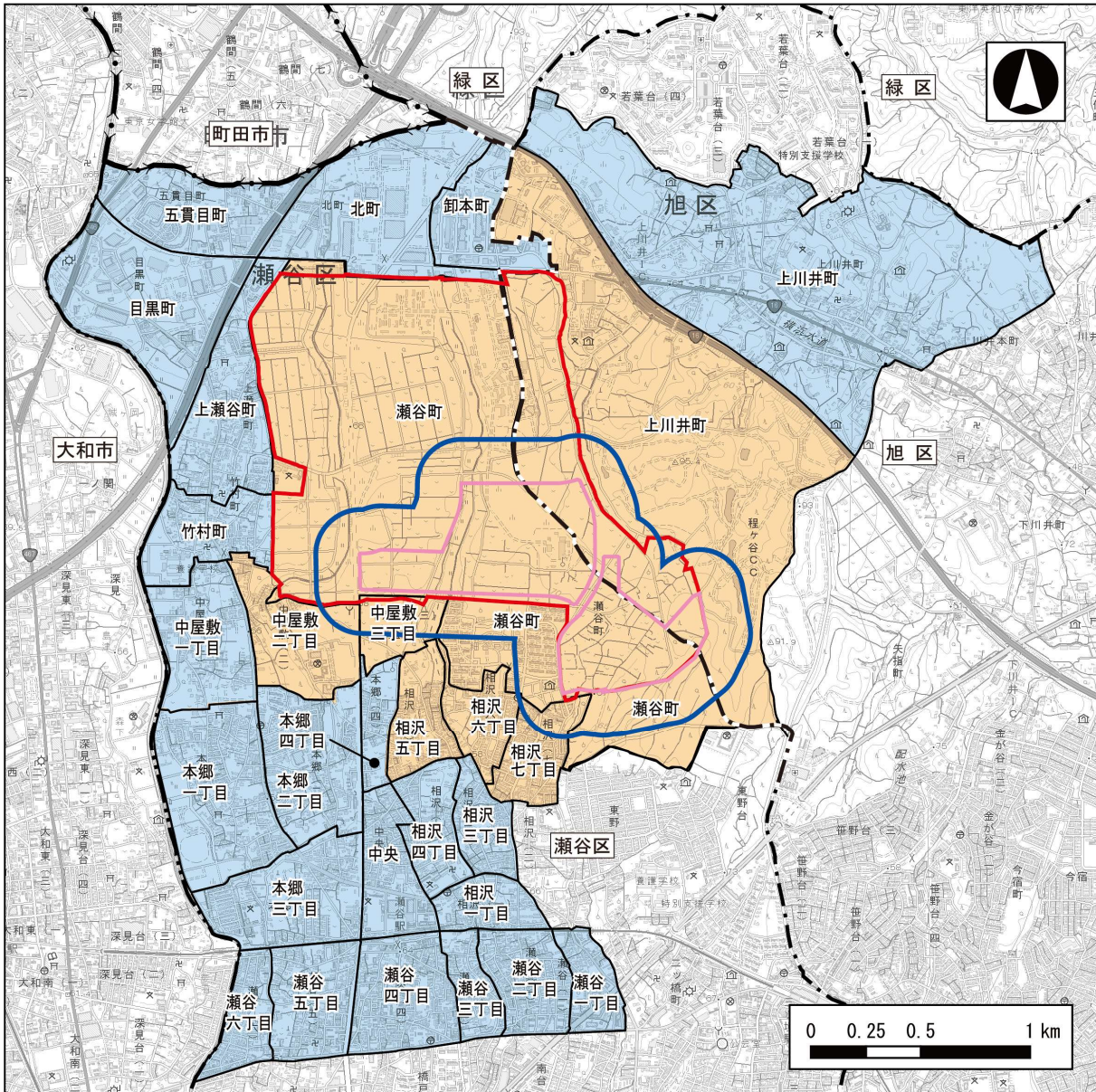
なお、対象地域以外の周知範囲は、令和3年6月に実施された「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書」の説明会開催のお知らせの周知範囲や関連事業の対象地域等を踏まえ、設定しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 1-1 対象地域及び対象地域以外の周知範囲と準備書説明会開催等のお知らせの配布部数

区名	町丁名	周知範囲	周知方法	配布部数	
旭区	上川井町	対象地域及び対象地域以外の周知範囲	各住戸等への ポスティング	1,349 部	
瀬谷区	瀬谷町	対象地域		1,238 部	
	中屋敷二丁目			171 部	
	中屋敷三丁目			4 部	
	相沢五丁目			540 部	
	相沢六丁目			480 部	
	相沢七丁目			653 部	
	瀬谷一丁目			505 部	
	瀬谷二丁目	1,250 部			
	瀬谷三丁目	677 部			
	瀬谷四丁目	1,884 部			
	瀬谷五丁目	1,190 部			
	瀬谷六丁目	531 部			
	北町	155 部			
	五貫目町	1,240 部			
	目黒町	134 部			
	上瀬谷町	1,129 部			
	竹村町	464 部			
	中屋敷一丁目	502 部			
	本郷一丁目	1,120 部			
	本郷二丁目	1,381 部			
	本郷三丁目	1,126 部			
	本郷四丁目	319 部			
	卸本町	5 部			
	相沢一丁目	614 部			
	相沢三丁目	553 部			
相沢四丁目	560 部				
中央	890 部				
合計				20,664 部	

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



- <凡例>
- ◀●▶ 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界
 - 公園事業 対象事業実施区域
 - 公園事業 敷地境界から200m圏
 - 区画整理事業 対象事業実施区域
 - 対象地域 対象地域以外の周知範囲

図 1-1 対象地域及び対象地域以外の周知範囲

1.2 記者発表

令和5年3月24日（金）に「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を開催します」（別添資料2）の内容で、縦覧及び説明会の開催について記者発表をしました。

1.3 動画配信

令和5年4月7日（金）午前9時から5月8日（月）午後5時まで、インターネット上に準備書の概要に関する説明動画を配信しました。配信内容は説明会の内容と同様のものにしました。

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書

<https://www.youtube.com/watch?v=9nJ4ZVu1BJM>

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

2.1 説明会の開催状況

説明会は、表 2-1 に示す日時で計 4 回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 2-1 準備書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	開場	参加人数
第 1 回	令和 5 年 4 月 14 日 (金) 18:30~20:30	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12)	12 名
第 2 回	令和 5 年 4 月 15 日 (土) 18:30~19:50	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12)	4 名
第 3 回	令和 5 年 4 月 21 日 (金) 18:30~20:40	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地)	56 名
第 4 回	令和 5 年 4 月 22 日 (土) 18:30~20:50	瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地)	33 名
合計			105 名

2.2 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 2-2～表 2-5 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、項目欄を設けました。

なお、「説明会における質疑、意見の概要」及び「事業者の説明」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和9年開催の「2027年国際園芸博覧会」は、「園芸博」、また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 2-2 (1) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	環境影響評価	予測したり評価したりする主体は誰なのか教えてください。	予測評価の主体は横浜市環境創造局公園緑地整備課になります。この事業につきましては、横浜市は組織として行っているものですので、特定の個人の責任で行うものではありません。
	環境影響評価	環境影響評価について、光、音、振動、湧水等の項目をばらばらに評価していますが、動植物等では、一つの要因が影響するのではなく、複数の要因が影響するため、全部をまとめて評価しないのはなぜでしょうか。	法令上、項目毎に評価するという制度になっていますので、その制度に即した形で個別の項目毎に評価を行っています。
	環境影響評価	事後調査において重大な環境破壊が認められた場合、どのようにするのでしょうか。	そのようなことが無いように、適切に評価を行い、対策を講じていきたいと考えています。

表 2-2 (2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	環境影響評価	受託業者オリエンタルコンサルタンツは何をする人なののでしょうか。	横浜市より委託を発注して、今回の予測・評価のお手伝いをいただいています。なお、事業者、責任者は横浜市になります。
	環境影響評価	緑量、緑質という言葉が出てきましたが、それはどういう単位で、何を基準としているのでしょうか。	緑量については、緑地の面積等になります。 緑質については緑の質を意味しており、緑と一言で言ってもいろいろな種類があると思いますので、郷土種等を用いた緑地、湿った緑地、乾いた緑地、草丈の高い草地、低い草地、樹林地等の多様な種類の環境を保全、創出することで、緑の質を高めることを考えています。
		緑の質については、乾いたものが悪くて、湿ったものがよいということなのでしょうか。	そのようなことではなく、いろいろな植物、動物、昆虫等、それぞれに適した環境が違いますので、多様な生息・生育環境を用意しておくことが緑の質が高くなるというふうに考えています。
		緑量、緑質について、単位等、定量的に評価できる指標や国際的な基準は存在しないのでしょうか。	緑質の単位はありません。 緑量は、緑被率という面積に対する緑の量を表す指標があり、本事業では、事業実施前の現況の状態に対してどの程度変化があるかという視点から評価を行っています。
	事業計画	海軍道路の桜を全て伐採して、またソメイヨシノ等を植えるということになっているが、全て伐採する必要はあるのでしょうか。全てを伐採せずに活用する等の検討は行ったのでしょうか。	海軍道路の桜並木の伐採は公園事業で行うものではございませんので、その所管部署に御意見を伝えさせていただきます。

表 2-2 (3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>一般市民には区画整理事業と公園事業の切り分けが判らないことを前提に質問します。</p> <p>区画整理事業の全面的な土地改変を行い、公園事業ではその代償をしていると思われま。区画整理事業で相沢川の谷戸のところの環境を破壊して、公園のエリアで湿地と草地の連続的な環境を創出することで代償しているという言い方をしていますが、公園事業でどの程度復旧出来るのか定量的に示すことは可能でしょうか。定量的なものがないと市民としては納得できないと思います。例えば、区画整理事業で樹木を何本伐採して、公園事業で何本植えるのか等の回答はいただけるのでしょうか。</p>	<p>今回は区画整理事業の代償として公園事業を行っているものではなく、あくまでも公園事業として、樹木を保全したり、新しい緑を創出したり、表土の保全等について、今ある上瀬谷の公園区域の緑・環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>ただし、区画整理事業と公園事業は、完全に切り離されているわけではなく、公園区域内の相沢川の谷戸の部分に関しては、区画整理事業のアセスの中でもミティゲーションするエリアとして環境を保全・創出するということを言っています。公園事業においても、区画整理事業と連携して、公園区域内の環境はしっかりと保全したいと考えています。</p>
		<p>区画整理事業と公園事業、トータルとしての環境が全体として保全されているのが問題だと思いますが、それについて市民に説明をする場があるのでしょうか。</p>	<p>上瀬谷地区全体の話については、区画整理事業の環境影響評価の手続きの説明の中等で説明させていただいていると考えています。また、公園区域については、できるだけ緑の保全・創出に取り組みます。</p> <p>公園区域内ではなく区画整理事業を含めたエリア全体で保全したほうが良いという意見は区画整理事業に伝えさせていただきます。</p>
	事業計画	<p>相沢川の切り回し工事については、区画整理事業で実施されると思いますが、概略図のようなものを見たのは初めてなのでお伺いします。観光・賑わいゾーンのところを回避したような切り回しをしているということは、全面的に暗渠化しなくて良くなったのでしょうか。やはり、暗渠化すると、一般的に水質の悪化が懸念されると思うので、お聞きしたい。</p>	<p>相沢川の切り回しについては、区画整理事業で行うものであるため、区画整理事業から聞いている情報によると、川としての切り回しではなく、暗渠化による切り回しと聞いています。</p>

表 2-2 (4) 説明会 (第 1 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	<p>工事に関することで、保全対策として工事用車両の燃費をよくする等とありますが、工事は市より工業者に委託して実施されるため、横浜市としてはその監督をちゃんと常時行う、何人体制で行う等と言わなければ、保全対策が実施されるかは保証されないのではないのでしょうか。</p>	<p>工事の体制につきましては、必ず各工事に担当監督員、主任監督員、総括監督員が付き、各工事 3 名体制でやることとなります。監督員が環境への配慮につきまして、きちんと事業者が対応しているかについては指導や確認をしております。</p> <p>また、複数業者が入るような場合には協議会のようなものも設立いたしまして、共通する内容のものは、その場でも共有するというように漏れなく、しっかりと対応していきたいと考えています。</p>
D	その他	<p>現状でも、現地では不法投棄や事故、グラウンド利用者による路上駐車が多いです。片側通行の道路が多いので、工事のトラックが通ったら、さらに事故が増えると心配されるため、対策をお願いしたいと思います。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>タヌキなどの動物が団地の中に逃げ込んだと連絡したときには、対応をしていただきたい。</p>	御意見として承ります。
	その他	<p>樹木の件に関して、担当の部署が分からないが、動物園のキリンが食べるということで、餌を地区の中で職員が剪定して取りに来ています。情報をもう一度共有します。</p>	御意見として承ります。
E	環境影響評価	<p>工事車両や様々な工事に関わる影響に関して、公園整備事業のみでの評価となっているのですが、並行して行われる園芸博やテーマパークの工事の影響も勘案して評価しているのでしょうか。もし、していないのであれば、園芸博やテーマパークも併せて評価すべきと思うが、再度評価を直す予定はありますか。</p>	<p>今回の影響評価につきまして、区画整理事業に伴う影響は加味して評価していますが、園芸博やテーマパークは評価できる情報がありませんので、評価ができない状況です。</p>
		<p>園芸博やテーマパークの詳細が分かったら、評価をやり直すのでしょうか。</p>	<p>公園の手続きが終了した後に、園芸博やテーマパークの計画が完成しても、公園事業としての評価を改めて行うことは予定しておりません。</p> <p>実際の工事を行う際は、他事業と調整し、できる限り影響が小さくなるように工事を行っていくように取り組みたいと考えています。</p>

表 2-2 (5) 説明会 (第 1 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	<p>公園の完成予定について、2043年以降が全ての完成見込みということなのですが、それ以前は公園は使えないということでしょうか。</p> <p>今、野球場は3つありますが、今回の公園の整備の計画だと1つしかなく、これは横浜市にとっても大変な損失になるのではないかと思います。地域の少年野球などでも使っている方たちは多いし、三ツ沢もこの先、球場が整備されるとはいえ、三ツ沢の整備も始まると、市民が使える場所が少なくなっていくと思います。テニスコートも少ししかないため、公園整備事業としてはいつ頃からどこは開業できるという見込みがあるのか、知りたいです。</p>	<p>野球場の整備に関して、現時点の計画では、既存の野球場と同じ数の野球場を確保するのは難しいと考えています。ただ、他に広場等も整備しますので、利用について調整することもできるかと思えます。様々な御意見をいただきながら、工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>また、部分開園については、今時点でははっきりと何年にここが開園しますということはお答えできない状況ですが、早期に開園を望まれる施設もありますので、そうしたところから優先的に整備を進めていきたいと考えています。</p>
		<p>優先的に整備を進めるということは、もう既に整備の順番は決まっているのでしょうか。また、いつになったら決まりますか。</p>	<p>今時点では、園芸博以降の整備の順番は決まっています。部分開園がいつの時期になるのかも決まっています。</p>
	環境影響評価	<p>環境の保全目標が達成される評価ということで、今の計画では環境が保全されて、ホトケドジョウやタヌキ等への影響はないという話ですが、実際、事後調査は何年毎に実施及び報告がされるのでしょうか。また、環境の破壊等があった場合には何か対策を行いますか。</p>	<p>事後調査は、工事中は湧水、水質、振動を行い、工事中の湧水及び水質については、4季、季節毎に行う計画としています。その他、振動は、平日1日行う計画をしています。</p> <p>なお、事後調査の内容は準備書に記載しています。</p>
	環境影響評価	<p>工事中に幾ら影響が少ない工事を行っても、護岸を崩されたらホトケドジョウは死んでしまうと思います。ホトケドジョウ等の生物について事前に保全をするような計画はありますか。</p>	<p>こちらは、区画整理事業と連携をしながら、また、有識者の意見も仰ぎながら、しっかりと保全できるように対策は考えていきたいと思っています。</p>
		<p>有識者はどなたでしょうか。なぜ公表できないのでしょうか。</p>	<p>有識者については、あくまでも意見を伺う立場であり、事業の責任は横浜市にあるため、有識者個人に責任がかからないよう、公表はできません。</p>
		<p>有識者から事前に保全するような計画が正しいという意見が出た場合、横浜市として納得できる場合は、有識者の言うことに従ってやっていくということですか。</p>	<p>有識者の意見を踏まえて、ホトケドジョウの保全等も含めた環境の保全措置等を検討させていただき、今後、アセス審査会等の場で対策等については示させていただければと考えています。</p>
	<p>審査会はいつ開催されるのでしょうか。</p>	<p>横浜市環境創造局の環境影響評価課のホームページをご覧ください。</p>	

表 2-2 (6) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A (再質問)	環境影響評価	先ほどの回答で予測・評価は横浜市が行い、オリエンタルコンサルタンツがその手伝いをしているということでしたが、そのルールについて教えてください。	横浜市環境影響評価条例に定められている評価項目について、オリエンタルコンサルタンツに委託を行い、評価を行っています。
	環境影響評価	先ほどの質問で、評価が項目毎の評価となっている理由をお尋ねしましたが、自然を守るためには、項目毎の評価で十分なのでしょうか。	環境影響評価項目として、評価する項目が定められているので、その内容に基づいて評価をしています。それを踏まえ、審査会等で専門家の先生の御意見を伺いながら、環境への評価・対策が十分かどうかについて、検討・対応を行っており、複合的な影響についても、先生方の御意見を踏まえて対応したいと考えています。
	環境影響評価	審査会を傍聴したが、最初の審査会での指摘に対し、クリアできていなかったと思います。例えば、先ほどのホトケドジョウの件等もそうですが、現状の内容では不十分ということではないのでしょうか。	審査会は1回のみではなく、今後も引き続き開かれるので、専門家の御意見等を踏まえて、具体的な対応を検討し、順次審査会にて示していきたいと考えています。
	事業計画	公園事業区域は、「公園・防災ゾーン」にもなっていますが、工事中に広域避難が必要となるような災害が起こったら、どうしたらよいのでしょうか。	工事中に災害が起こった場合の対策については、所管部署と協議し、今後検討していきます。
C (再質問)	事業計画	公園と防災が両立するように考えてもらっているようなので、そこは評価したいと思います。グラウンドを広域防災拠点の位置づけとしてヘリポートとして使うと理解しましたが、いかががでしょうか。	西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場などを防災エリアとして活用することを想定しています。
	環境影響評価	工事中の事後調査項目の中に騒音が無いのはなぜでしょうか。	本事業及び同時期の他事業の工場車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定を行いませんでした。
	事業計画	来園車両台数を見積もるに当たって、来園者の数を1日どの程度として見積もっているのでしょうか。	現時点で、公園の計画では将来の公園の利用者想定を177万人と想定しており、そのうちの4割弱の人が車で来られると想定をしています。

表 2-2 (7) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E (再質問)	環境影響評価	この資料の作成にオリエンタルコンサルタンツはどの程度携わっているのでしょうか。	準備書及びお配りしたチラシの作成はオリエンタルコンサルタンツで実施しています。
		オリエンタルコンサルタンツの元受けはどちらでしょうか。	横浜市とオリエンタルコンサルタンツが直接契約しています。また、本市との契約についてはホームページ上に契約条件としてアップされていますので、そちらを御覧いただければと思います。
B (再質問)	環境影響評価	契約条件はプロポーザル形式ですか。	競争入札です。
E (再質問)	環境影響評価	ホトケドジョウがいなくなった時の責任は誰がどのようにとるのでしょうか。	保全措置は区画整理事業と連携して実施し、いなくならないように努めていきます。
	その他	公園事業として不発弾の調査はするのでしょうか。	今後、公園整備の工事を行う中で、安全に進めていくことは大事だと考えていますので、区画整理事業と連携して調査方法も含めて検討を進めていきます。
	その他	今年度工事を開始すると聞いているのですが、今から検討をするというのはおかしくないでしょうか。	工事の発注の際には不発弾の調査を行うかどうかも含めて工事条件がわかるように周知することになりますが、安全が確保できるように検討を進めます。

表 2-3 (1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	<p>供用時には確実にこの範囲が公園となるのでしょうか。</p> <p>先日の選挙で、市議会議員が旧上瀬谷通信施設内に大学の誘致を進めるという話をしていたため、公園の北地区が大学用地として用途が変更されるようなことはないのでしょうか。</p>	<p>横浜市としては、この計画通り公園を整備していきたいと考えています。</p> <p>また、区画整理事業でもこの範囲を公園・防災地区と位置付けています。</p>
	その他	<p>周知を図る必要がある地域について、選定の理由について知りたいと思います。</p> <p>以前行われた説明会では細谷戸住宅や東野を工事用車両が通ることになっていたのですが、工事用車両が通る地域も周知が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>準備書対象地域の色が塗られている地域は、環境影響を受ける恐れがある範囲として選定しています。</p> <p>なお、事業地の南側に工事用車両を通す計画はありません。一次整備工事は環状4号線と五貫目第33号線を使用する計画で、二次整備工事では、区画整理事業により区画内に道路が整備されるため、区画内道路を北に抜けていく計画で、南側に工事用車両を通す計画はしていません。</p>
	事業計画	<p>環状4号線では現状、路肩に停車して休憩する車が多数見られます。公園の工事により、道路に停車して休憩する車が増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>工事用車両について、工事を発注する監督員として、工業者に路上駐車による休憩や、地域の皆様に迷惑をかけることがないようにしっかり監督していきたいと考えています。</p>
	事業計画	<p>相沢川の治水対策はどうなっているのでしょうか。</p> <p>公園区域内では親水公園を作るということですが、北側の私有地では雨水が相沢川に流れ込むので、公園の親水公園だけでは私有地から流れ込む雨水を補いきれないと思います。私有地の雨水を抑えられる対策を公園内で実施してほしいと思います。</p>	<p>観光・賑わい地区の開発を行うことによって処理しきれない雨水については、区画整理事業で雨水調整池を整備すると聞いています。</p>
	事業計画	<p>これまでの資料では、相沢川の遊水池の計画が載っていませんでした。計画ができたなら、その内容を周知してほしいと思います。</p>	<p>調整池の整備は区画整理事業のため、関係部署に御意見を伝えさせていただきます。</p>
B	その他	<p>説明スライドの冊子は全員に配布していないのでしょうか。説明を聞くだけでは理解できないので、説明スライドの冊子を資料として全員に配布してほしいと思います。</p>	<p>説明スライドの冊子は全員に配布はしていません。瀬谷区で実施する次回説明会までに検討します。</p>

表 2-3 (2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	環境影響評価	<p>環境保全目標を達成しているので問題ないとしていますが、環境保全目標の具体的な数字が示されていないので、安心できません。環境保全目標は何を基準に設定していて、どの程度の数値なのか説明してほしいです。また、例えば騒音はdBで示されていますが、それがどの程度の音なのか分かりません。</p>	<p>建設機械の稼働の騒音は85dB以下、振動は75dB以下が環境保全目標の数字です。例えば、建設機械の稼働に伴う騒音の環境保全目標である85dBは騒音規制法に基づき設定しています。</p>
		<p>法律を守っていてもうるさいと感じる人はいます。例えば、新幹線が走る音くらい等、わかりやすい例えを使って説明してください。</p>	<p>人によって感じ方が異なるため、85dBが明確にどの程度とは断言できません。85dB以下は騒音規制法に定められた基準であり、法律を守った基準であるため、1つの目安になると考えています。</p>
	事業計画	<p>広域避難場所について、審査会で草地広場は広域避難場所に適さないという指摘があり、野球場やスポーツ広場に広域避難場所が移動したと思っていましたが、昨日、草地広場も広域避難場所にすると言っていたので、有識者が広域避難場所に適さない草地広場を広域避難場所に指定しているのはなぜでしょうか。草地にも生物は生息しています。</p> <p>また、広域避難場所とはどのような施設や利用を想定しているのでしょうか。審査会ではテントを張ったり、大型の重機を入れて災害支援本部を作ると言っていたように思います。</p>	<p>審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのはふさわしくないという意見であったと認識しています。</p> <p>この場所には2つの機能があります。1つ目は、災害直後に近隣の住民が一時避難を行う場所、2つ目は、自衛隊や消防、警察が集まって災害の救助活動等を行う拠点となる場所を想定しています。</p>
		<p>2つの機能ともが草地広場に適さないという指摘ではないのでしょうか。</p> <p>(質問者A)：瀬谷区民が避難する場所がないため、大切なエリアと考えています。災害時には生物よりも人の命を優先して頂きたいと思います。</p>	<p>地域の方が避難する場所としての公園と生物の生息空間としての公園とが両立できる公園計画を検討していきたいと考えています。</p>
	環境影響評価	<p>敷地内を流れる河川の有機フッ素化合物 (PFOS、PFAS) について今後調査する予定はあるのでしょうか。</p>	<p>土壌汚染については、区画整理事業が国と調整中であり、具体的には国から基準値や対策方法が示された段階で、その状況を踏まえて改めて検討すると聞いています。</p>
		<p>国から基準値や対策方法が示されるのはいつ頃になりますか。</p>	<p>時期は現時点では未定と聞いています。</p>

表 2-4 (1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	北地区は公民協働で事業を行うということですが、公民協働とは具体的にどのようなことなのでしょう。また、どのような契約体系となっているのか、お尋ねします。民間の力が強くなると環境問題が起こった時に対応されないのではないかと心配です。	公民連携の契約については、パークPFIという、公募型で事業者を募集する事業手法になり、事業者の選定については有識者からなる、横浜市公園公民連携推進委員会に諮り、事業者を選定していくことを想定しています。 企業の募集にあたっては、募集要項を公表する予定であり、募集要項内に環境配慮事項を記載します。
	事業計画	相沢川の地上式調整池とはどのようなもののでしょうか。「施設配置計画に係る環境配慮事項」の赤で囲まれた区域全体が遊水池になるのでしょうか。	調整池4は和泉川に整備する予定であり、相沢川には調整池機能は設けない予定です。 相沢川の湿地等は環境保全措置として整備するものになります。
	その他	この公園は、国有地に整備されると思いますが、国有地の地権者は誰という意識で事業を行っているのでしょうか。	国有地の地権者は国と考えています。 区画整理事業で公園区域に国有地を集約し、市の公園として、市民にとってより良い公園を作っていくと考えています。
B	環境影響評価	環境影響評価は上瀬谷全体で行うべきではないのでしょうか。	横浜市環境影響評価条例で事業毎に予測・評価を行うことになっています。ただ、区画整理事業、博覧会事業、公園事業の3事業が連携して進めていく必要があると考えています。
C	環境影響評価	今日示されたデータは、フェアなものでしょうか。審査会の会議録（令和3年10月27日開催）に、現地視察では荒地ばかり見せられて、生物の生息環境がよくわからないという委員の意見が記載されています。審査会での指摘についても対応した記録はあるのでしょうか。	フェアな観点で評価していると考えています。 審査会での指摘に対しては、真摯に対応しています。なお、審査会の議事録は横浜市ホームページに掲載されています。
	その他	現地視察をやり直したという記載は見つかりませんが、再度現地視察は実施したのでしょうか。	審査会の先生方には事業者が直接接触することはできないため、現地の案内は行っておりません。

表 2-4 (2) 説明会 (第 3 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	まず、環境影響評価の説明について、所定の書式に基づいた表現となっていますが、住民視点で地元にとどのようなマイナスの影響があるのかを示していただきたい。 その上で、工事用車両は海軍道路を走行するとのことですが、北側と南側のどちらからの車両が多いのでしょうか。	工事用車両は、一次整備工事において、事業地より北側の海軍道路及び市道五貫目第33号線を出入口として使用する予定です。工事用車両の走行台数は、園芸博までの一次整備工事で1日平均230台程度を想定しています。
	事業計画	広域避難場所として事業実施区域内が指定されていますが、工事中はどこに避難するのか、代替案等はあるのでしょうか。	公園事業だけではなく、区画整理事業等の他事業と連携しながら、避難場所を確保できるよう調整中です。 具体的な代替案はまだ決まっていません。
	環境影響評価	交通渋滞は認められないと予測していますが、その根拠を明らかにしていただきたい。	具体的な数値としては、交差点需要率を基に評価しており、交差点需要率とは、交差点の処理能力を表すものになっています。限界需要率を超えると、交差点の1回の信号で処理しきれなくなることから渋滞が生じますが、予測結果は限界需要率を超えていないため、交差点の処理能力を超えないと考えています。
E	土壌汚染	汚染土壌があることは把握されているのでしょうか。	土壌汚染があることは把握しています。防衛省が調査しており、汚染土壌は区画整理事業で除去すると聞いています。 一点、公園の東地区の地下深く8～9mの位置に鉛が基準値以上あることは把握していますが、地下深くにあり、地形を大きく改変しないため、影響はないと考え、残置する計画としています。 また、区画整理事業の評価書でも現状で地下水汚染はなく、地形を大きく改変することはないため、影響はないと記載されています。
F	土壌汚染	土壌汚染は全て取り除くべきではないのでしょうか。	土壌汚染対策は区画整理事業で行うため、都市整備局に御意見として伝えさせていただきます。

表 2-4 (3) 説明会 (第3回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	事業計画	<p>前は園芸博以降の計画が不明確だったが、今回はかなり明確になったのは評価したいと思います。</p> <p>事業に20年かかるということですが、技術的な問題か、予算がないからなのでしょうか。</p>	<p>今回、65haという大規模な公園事業となるため、予算も含めて総合的に判断し、20年と設定しています。</p>
	事業計画	<p>せっかく大きな公園を整備しているのだから、名前を付けてほしいと思います。例えば立川の昭和の森は全国に知られています。折角だから、名前を付けてほしいと思います。</p>	<p>今後、検討していきたいと考えています。</p>
	その他	<p>現在の海軍道路の桜並木は無残な状況になっています。公園の中に桜を整備するという話がありましたが、海軍道路の桜は見捨てるのでしょうか。それとも再生させるのでしょうか。</p>	<p>横浜市では、「旧上瀬谷通信施設地区 新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を公表しており、海軍道路、環状4号線では桜並木を再生するとしています。詳細は横浜市ホームページ等でも公表されている計画をご覧いただきたいと思います。</p>
H	事業計画	<p>公園が20ha増えたのは良いことだが、もっと公園部分を増やしてほしいと思います。旧上瀬谷通信施設跡地の4分の1ではなく、もう少し頑張してほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	土壌汚染	<p>自然と共生するという意味では、汚染土壌が8～9mにあるから問題ないというのは全く根拠がないと考えます。汚染土壌は全て除去するよう、公園の担当者から要望すべきと思います。</p>	<p>8～9mの深い位置にある汚染土壌を除去しようとする、地表部の地形や環境も改変することになります。除去してほしいという御意見は関係部署に伝えますが、除去するかどうかは、生物への影響等、環境の観点も踏まえて判断する必要があると思います。</p>
	事業計画	<p>工事用車両は跡地に道路を作って、そこを通る計画なののでしょうか。供用時の駐車場への接続道路も跡地の中に作る計画なのでしょうか。</p>	<p>区画整理事業において、区域内に道路を整備することとなっており、その他細谷戸団地前の道路拡幅や、農業振興地区では農道の整備が行われる予定となっています。</p>
	事業計画	<p>完成が令和25年度ということですが、住民は20年間事業地に入れられないということなののでしょうか。部分開業はないのでしょうか。</p>	<p>令和25年は全面供用であり、部分開園も検討したいと考えています。</p>

表 2-4 (4) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
I	その他	区域内道路の説明会の時に、説明会の時間帯や回数について指摘があったと思いますが、今回の説明会について、4回では少ないのではないのでしょうか。また、昼間なら来られる人もいるのではないかと思います。なぜこの時間の説明会となったのでしょうか。そもそも誰を対象としているのかお答え頂きたいと思います。	他の日時に会場の空きが無く、会場の手配の関係でこの日程となりました。 ターゲットとしては、準備書対象地域の方を対象としています。 また、ご指摘のとおり、説明会に来られない方もいるので、ホームページにて本日の説明と同じ動画を掲載しており、更に意見書の提出により横浜市に意見を伝えることができると考えています。 日にちも勘案した上で、会場がおさえられる時間帯がこの時間しかなく、設定させていただきました。
	環境影響評価	大気質に係る工事車両の走行の予測結果に「他事業を考慮」とありますが、他事業とは何を勘案されているのでしょうか。また、他事業の計画等に応じて、現在の評価結果が変わる可能性があるということでしょうか。	工事中は区画整理事業の影響を勘案し、予測評価を行い、供用時に関しては区画整理事業で考慮している、観光・賑わい施設、物流施設、公園・防災等を勘案しています。 工事中については、物流や観光・賑わい施設は工事に関する数字が出ていないため現時点で評価できない状況です。他の工事が重なったら、条件は今示しているものと変わる可能性があります。
	環境影響評価	地域社会に係る来園車両の走行の予測結果について、供用時はいつ、どこの地点で予測して影響がないとしているのでしょうか。テーマパークを勘案しても影響は少ないといえるのでしょうか。	供用時は、観光・賑わい施設の供用が開始されたという条件で予測評価しています。観光・賑わい施設の数値は区画整理事業で示された数値を使用しています。 また、区画整理事業で道路の拡幅等を行った後の将来の道路構造で予測しているものです。
J	環境影響評価	生物多様性の動物に係る供用時の予測結果について、区画整理事業により全域が改変され、公園事業で生息環境の創出をしておりますが、公園の工事によって希少生物に影響がある可能性が高いと考えられます。工事中に今いる希少な生物の生存を保障するという説明がありませんが、どこかで希少生物を一時的に保管するのか、それとも全域を工事してしまってから生息環境を創出するのか、説明してください。	工事によりホトケドジョウがいなくなってしまうことがないように、一時的に避難させることなども含め、専門家の意見を伺いながら具体的な工事計画等を検討していきたいと考えています。

表 2-4 (5) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	上瀬谷地域は、環境省にて、生物多様性保全上、重要な里地・里山と位置づけられています。東地区の概略図が示されていますが、里地・里山の環境としてふさわしい環境になっているのでしょうか。	東地区は公園基本計画の中で「自然体験や農体験等を通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区」と位置付けています。里地・里山はある一定の人間が関わることで維持される環境であると考えますが、東地区は自然体験や農体験等を行う地区という意味では、里地・里山の要素が含まれていると考えています。
	事業計画	体験農園ゾーンについて、審査会でも意見が出ていましたが、水田には水田ならではの生物がいて重要な環境だと思うので、谷戸の水田を全面的につぶしてしまうと質的な問題があると思います。体験農園のエリアを拡張して水田にする考えはないのでしょうか。	相沢川の環境の創出の検討において、水田についても検討しています。
K	環境影響評価	予測が外れて環境に悪影響が出た場合に、事業は中止、中断する可能性はあるのでしょうか。また、それについて条件等がありますか。	今回は、あくまでも予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。基本的には、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、万が一、事後調査で思わしくない結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討していきたいと考えています。
L	環境影響評価	環境省で、生物多様性の保全上重要な里地・里山に指定されているという点について、里山は人との関わりではなく、生物多様性を保全することが重要であることを念頭に置いてほしい。 また、ホトケドジョウを工事中に移設してくれるということはよかったと思います。この生物多様性保全上、重要な里地・里山の中には、自然環境の保全上重要であるとして、ホトケドジョウだけではなく、オオタカも出てきます。オオタカの保全についてはどのように考えているのでしょうか。	ホトケドジョウの移設は、確定ではなく、移設も含めて今後検討していく方針です。 次に、里地・里山に関しては、生物多様性の保全ということで本公園についても、自然環境との共生は重要と考えています。生物多様性の維持については、サンクチュアリの環境を好む生物もいれば、人が草刈りなど一定程度手を加えることで生息できる生物もいるため、そのような生物多様性の観点から公園の計画を考えたいと思います。 オオタカの生息は確認しているため、影響についても配慮していきたいと考えています。

表 2-4 (6) 説明会 (第3回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
F (再質問)	環境影響評価	<p>環境保全目標で「最小限にとどめる」との記載している箇所がありますが、具体的な数字を示すべきと思います。</p> <p>また、数字が記載されている目標もありますが、その場合は数字の根拠を明記すべきと思います。</p>	<p>評価項目の中には、定量的に評価していくものと定性的に評価していくものがあり、例えば、光の影響などは生物に対して定量的に示すことができないので、定性的な表現としています。</p>
	環境影響評価	<p>「影響しない」との表現がありますが、何に対して影響しないのか、人間に対してなのか、生物に対してなのか、主体がわかりません。例えば、騒音では85dBとありますが、生物多様性の方の生き物には影響はないのでしょうか。</p>	<p>例えば、85dBは騒音規制法にて定められる数値を目標値としており、対象は環境全般を勘案して85dBとしています。</p>
	環境影響評価	<p>事後調査についても、問題があるかないかの基準や根拠が曖昧で分からないので、きちんと決めていただきたい。</p>	<p>生物多様性であれば、今回の準備書等で示している重要な種が生息できているか、湧水は湧水量が増えているか減っているか等が判断基準となるかと思います。景観は定性的な評価になるため、今と比べてどの程度景観に配慮されたかがポイントになると考えています。</p>

表 2-5 (1) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	今日は園芸博の説明会ではないのですか。	本日は、将来作る公園整備事業の説明会であり、園芸博の説明会ではありません。
		園芸博は何年後に開催するのでしょうか。	園芸博は、2027年3月から9月に開催予定と園芸博協会より聞いています。
		園芸博開催時期の道路混雑は大丈夫なのでしょうか。	園芸博協会にて検討を進めていると聞いていますが、適切な時期に園芸博協会から説明があると考えています。
	その他	園芸博の説明会にしては、参加者が少ないように感じますが今回の説明会はどのように周知しているのでしょうか。方法を教えていただきたい。	今回の説明会は横浜市環境影響評価条例に基づき、お配りしているチラシに記載の「準備書対象地域」を対象とし、ポスティングや、広報よこはま、ホームページ等にて周知しています。
B	環境影響評価	今回示されているのは、公園整備事業のアセスとのことですが、2次整備の際に観光・賑わい地区の工事も行われるのでしょうか。行われる場合、環境影響評価の結果は変わってくるのでしょうか。	基本的に公園整備事業として予測・評価を行っていますが、先行して環境影響評価の手続きを行っている区画整理事業を考慮して、工事中は区画整理事業の工事、供用時は区画整理事業で影響を予測している賑わい施設や物流施設等の影響を踏まえて、予測評価を行っています。
C	事業計画	この公園内において、なぜ相沢川には遊水池を設置しないのでしょうか。区画整理事業の説明会では相沢川の地下に貯留施設を作るといった説明がありました。	相沢川の調整池3は区画整理事業で位置も含めて検討中であり、公園整備事業とも連携し、情報の共有を行いながら検討を進めています。
	事業計画	相沢川付近はハザードマップで内地浸水域で2m以上の浸水となっていますが、市の職員の皆さんはご存じでしょうか。	ハザードマップを基にした資料を準備書に反映しており、浸水域等を把握し、考慮したうえで計画策定を行っています。
	その他	区画整理事業の担当者や、公園事業の前任者とは適切に情報共有ができていますでしょうか。以前、旭区の説明会にて、遊水池については北側の区画整理区域に設置すると聞きましたが、確認はできたのでしょうか。また、担当者の引継ぎはしっかり行われているのでしょうか。	区画整理事業を行う都市整備局との連携は適切に行っており、担当者の異動に伴う引継ぎも、時間を設けてしっかり行っています。

表 2-5 (2) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	相沢川はなぜ暗渠とするのでしょうか。開渠にできないのでしょうか。	区画整理事業では暗渠とすると聞いていますが、公園区域の谷戸ではその暗渠から取水し、湿地環境等を整備することを考えています。
	環境影響評価	暗渠にすると生物への影響は大きいと思いますが、適切に、科学的に評価が行われているのでしょうか。	区画整理事業のアセス審議会でも暗渠化による水質への影響について審議されましたが、問題ないと判断されたと聞いています。
	事業計画	相沢川の半分以上は区画整理事業の区域にありますが、川は繋がっていて、区画整理事業が上流側なので、暗渠にすると影響が出てくると思います。公園事業とは関係がないとは言えないので、区画整理事業にも対策を行うよう働きかけが必要ではないのでしょうか。	横浜市としては、旧上瀬谷通信施設全体を、郊外部の活性化拠点としてまちづくりを進めています。 相沢川の自然環境の保全については、引き続き、区画整理事業と連携して進めていきます。
E	事業計画	「歩道整備により工事用車両等の振動が低減される」とありましたが、環状4号線沿いの住民は、今でも振動に悩まされています。歩道は整備されるのでしょうか。	歩道については、地域社会の歩行者の安全性で、歩道が整備されるので環境の配慮がされると説明したと思います。 なお、公園事業では歩道の整備は行いませんが、区画整理事業にて区画内の道路を整備するにあたって歩道を整備すると聞いています。
	その他	新たな交通とは何のことでしょうか。新交通を指していますか。上瀬谷基地までのアクセス手段はどのように考えているのでしょうか。	新たな交通について、現在、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コスト抑制や新たな技術の活用などの視点で幅広い検討が進められていると聞いています。今回の環境影響評価の中でも新たな交通からのアクセスが生じると想定しています。また、本公園は広域公園となるため、徒歩、自転車、自動車による来園者も想定しています。
	その他	環状4号線の拡幅工事について、以前の説明会では中屋敷の消防署から先を4車線に拡幅するとありましたが、そこから先だけを拡幅してもあまり意味がないと思います。	海軍道路は区画整理事業の区域内は4車線に拡幅されますが、その他の区間も拡幅するかは、区画整理か道路整備にお問い合わせいただきたいと思います。本日そのような意見があったことは都市整備局に伝えます。

表 2-5 (3) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	相沢川をなぜ暗渠にしなければならないのでしょうか。また、公園区域内は取水なのか、開渠なのでしょうか。	区画整理事業より、まちづくりの上で暗渠化が必要と聞いていますが、詳しくは都市整備局に問い合わせ頂きたいと思えます。 なお、公園区域内は、開渠ではなく取水として考えています。
F	その他	公園整備事業は園芸博ありきの事業なのでしょうか。	公園整備の途中に、園芸博が開催される予定です。なお、公園整備事業は、この旧上瀬谷通信施設地区のまちづくりの一環として実施するという認識でいます。
	その他	園芸博は何のためにやるのでしょうか。誰に聞いても説明がないし、園芸博の方に質問しても訳のわからない回答しかありません。そのような状況で話がどんどん進んでいます。説明できる人を連れてきてください。	園芸博は園芸博協会が主催しています。園芸博協会から基本計画が公表されており、そこに開催の意義が記載されているため、ホームページで確認するか、園芸博協会に問合せいただきたいと思います。 本日は公園整備事業の説明会であり、他事業の、かつ横浜市とは別の組織で行う事業の回答を正確にお伝えできるかわからないため、説明がないという意見があったことは園芸博協会に伝えます。また、園芸博も環境影響評価の進めていますので、今後、同様な説明会を実施すると思えます。その際に質問等をお願いします。
G	土壌汚染	区画整理事業では土壌汚染が何か所かあると記述されていますが、公園事業においてはどのように対策するか説明が全くありませんでした。 また、土壌汚染箇所について、残置することは環境学的に影響はないのでしょうか。	土壌汚染は区画整理事業が対策するため、区域内にある土壌汚染は、基本的には区画整理事業で除去され、公園事業の区域内に対策が必要なものはないと考えています。1点だけ、東地区の1箇所に鉛が検出されていますが、検出された深さが8～9mと深いため、除去はせず残置すると区画整理事業から聞いています。 土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法に基づき適切に対処していきます。
	環境影響評価	工事事業者、来園者ともに出来る限り環境負荷がかからないように会場に来るとありますが、車以外で移動するのは感覚的に無理と思います。できないならできないと言い切ってしまった方が良くないのでしょうか。	ご指摘のとおり、何時も必ず公共交通機関を使うことは難しいため、可能な限りとしています。こちらの姿勢として、周辺的生活環境に影響を及ぼさないことを目標に公共交通機関の利用を推奨しますが、炎天下や嵐の際には環境目標を鑑みて、多少車も利用させていただければと考えています。

表 2-5 (4) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	環境影響評価	和泉川の浸透性土地利用は81.4%とありますが、浸透しないものは全て下流に流れてくるのでしょうか。	和泉川は、公園区域内に多自然型の調整池を整備予定であり、降雨時に大量の水が一気に下流に流れないように、一時溜めて徐々に流れていくような調整池を東地区に作ることを区画整理事業において検討しています。
	その他	環状4号線はゆめが丘の開発が進み、そちらへの交通量も増えます。南側から公園にアクセスする車が増え、瀬谷の南や泉区内全体に関係してくる問題だと思いますが、泉区や大和市に説明会の案内がないので、説明会を充実させてほしい。環状4号線や瀬谷柏尾道路は私たちの生活道路なので、よろしく願います。	今回は環境影響評価の説明範囲としていますが、工事開始後に、より南の方まで影響が出る可能性も考えられるため、土地区画整理事業や園芸博とも調整し、説明範囲や手法を改めて検討したいと考えています。
H	環境影響評価	「現況に近い状況に回復」「ある程度現況に近い状況に回復」とありますが、現状を100として、どの程度回復すれば現況に近いと言えるのでしょうか。具体的な数字を示してください。例えば、ホトケドジョウ1匹だけでも回復といえるのか等、具体的な指標を示してください。	基本的には、注目すべき種が存続できることが重要であると思います。注目すべき種の生息が維持できる環境を創出することが目的であるため、どのくらいの面積を確保したら、それが達成できるかは環境の質的な面もあるため、数字での表現は難しいと考えます。
I	事業計画	水田は質的に草地と湿地の繰り返しとは異なります。また、人と自然との触れ合いの場でもあると思います。ガーデン1を可能性ではなく具体的な話として、水田にできないでしょうか。	水田も1つの可能性として検討していますので、本日の意見も参考に検討を進めたいと思います。
	環境影響評価	ホトケドジョウの生息が危ぶまれたら専門家と相談のうえ移設を考えるという言い方でしたが、明確な計画ではないので、守る仕組み、組織等について専門家等を含めて明確化しておかなければ意味がないと思います。もっと計画が具体化した段階で説明会を行ってほしいと思います。	専門家の方に御意見いただきながら、工事の方法や保全・創出の方法を検討しています。具体的な方法等はアセスの審議会などで必要に応じて説明したいと考えています。
	その他	園芸博の説明会にて外来種を入れる可能性が高いことから、拡散汚染への懸念について、質問しました。 今回の公園の大花壇において、外来種拡散への対策はどのようにされる予定でしょうか。	園芸博協会と連携し、外来種が公園内に残らないような対策の検討を進めていきたいと思っています。

表 2-5 (5) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	事業計画	公園の災害時の活用方法や設備等の計画はどうなっているのでしょうか。有事の際のヘリポートや一時避難の設備があると聞いていますが、どのような計画となっていますか。	西地区のグラウンドや中央地区のサクラ広場のような広場空間等に自衛隊や消防等が集まって応援活動拠点として活動できる空間や、サクラ広場はヘリパットとする計画の検討を関係部署と進めています。
	事業計画	今回の説明では、賑わい地区等を含めて治水を検討されているのでしょうか。	区画整理事業で、全体のまちづくりを進めるにあたって必要な調整池の検討を進めています。
K	土壌汚染	地下8～9mに鉛の汚染があると聞きましたが、正確な場所と数値は準備書に載っていますか。載っている場合、準備書の具体的なページ数を教えてください。	準備書の3～30ページに記載しています。また、準備書はホームページでご覧いただけます。
L	その他	昨日、場所が取れなかったため、夜しか説明会が開催出来なかったとのことですが、公会堂の予定表では空いている日があるので、そこで説明会を行わなかったのはなぜでしょうか。	説明会は、公告から30日以内に開催が必要で、私共が予約をするタイミングでは、この時間しか空いている日がありませんでした。
	その他	壇上で紹介されていない方は誰なのでしょう。	今回の説明会の記録を取っている速記の方です。
M	事業計画	上瀬谷の自然は貴重なので、保全するとうたっていることは敬意を表しますが、実際に打ち出されている計画では、自然が保全されているとは言えないのではないかと思います。 相沢川は暗渠化ではなく、より自然度の高い川にしてほしいと思います。環境創造局の立場として、より自然豊かな川になるように、横浜市を説得すべきと考えます。	相沢川の暗渠化については、横浜市としては、まちづくりの一環として暗渠化するという事を考えています。 公園区域では相沢川から取水して、できる限り環境の保全や創出に努めていきたいと思っています。
	事業計画	環境ゾーンの中にぜひ水田を設置していただきたい。冬みず田んぼは草地とは生態系が違い、非常に豊かです。歴史的な意味、環境学習のフィールドとしても水田は是非実現してほしいと思います。	相沢川の谷戸は、公園区域内については水田も含めて検討を進めていますので、水田を作ってほしいという御意見として承ります。
	事業計画	和泉川で十数年、毎日水位や生物を観測していますが、今年の2月の1か月間に和泉川の干上がりが8日間もありました。これでは生物多様性は失われていきます。この地域が水の供給源であるので、透水性をしっかりと確保してください。	公園区域の和泉川は源頭部であることを承知していますので、自然を創出しながら、水源涵養機能を果たしていきたいと考えています。

表 2-5 (6) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
N	環境影響評価	上瀬谷を分水界が通過していることは認識していますか。	承知しています。
	環境影響評価	東西方向、南北方向の断面図は用意していますか。また、現況との変化はありますか。それがわからないと、環境アセスが成り立たないと思うのですが、今の環境アセスは、現在の地表面で行っているという理解で良いでしょうか。 また、断面図は提示して頂けるのでしょうか。	公園の工事においては、流域面積が変わらないように計画しています。 ただし、造成は区画整理事業で実施し、公園事業では造成は行わないため、断面図は公園としては作成していません。区画整理事業が入ったことを前提に公園計画を立てています。
O	土壌汚染	園芸博、区画整理事業、公園事業について、どこがどこに対して責任を取るか、ワンストップの責任者がいないことに疑問を持っているという前提でお尋ねします。 2025年3月に土壌汚染の最終精査をした結果を防衛相から発表すると聞いています。南関東防衛局、防衛省に問い合わせたところ、旧日本海軍のものに関しては、防衛省とは違う組織なのでわからないとの回答がありました。また、土壌汚染対策法に8～9mの鉛の汚染は該当しないから調査しないとのことでしたが、アメリカ海軍が接収していた時のもの、日本海軍があった時のものをつまびらかに調査しないで、かつ砲弾が2発出ても警察が規制線すら張っていません。こんなことをしていて大丈夫なのでしょうか。 防衛省による土壌汚染の精査結果は来年3月に出るが、ここでは結果が出ているから調査しないというのは齟齬がないのでしょうか。8～9mに鉛があったら、水質汚染等の可能性は考えないのでしょうか。	区画整理事業とは連携しながら土壌対策汚染法に基づき適切に対処していきます。